

【協議事項】説明

(1) トラック運送業の長時間労働の抑制に向けた環境整備へのご協力依頼

依頼文書（別紙）を、県内荷主約2,000社宛て発送

発出理由：

「働き方改革関連法」により、原則月45時間、年360時間（特別な事情がある場合は年720時間）とする時間外労働の上限規制が、自動車の運転業務は猶予期間の後、令和6年4月から年間960時間の上限規制が適用されることが決定しています。

トラック運送業は、総労働時間が長く、手待ち時間などの課題を抱え、トラック運送事業者のみの努力では改善が困難であり、長時間労働の抑制に向けた環境を早急に整える必要があるため、関係者の理解を得るべく依頼するものです。

(案)

令和3年3月〇〇日

荷主各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善 愛媛県地方協議会

トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた取組について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から厚生労働行政及び国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年成立した「働き方改革関連法」により、原則月45時間、年360時間（特別な事情がある場合は年720時間）とする時間外労働の上限規制が、大企業は昨年4月に施行され、中小企業は今年4月から施行されます。自動車の運転業務は猶予期間の後、令和6年4月から年間960時間の上限規制が適用されることが決定しています。

また、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げ（現行25%→50%）は、令和3年4月から、中小企業に対する猶予措置が廃止されます。これにより中小企業、特に長時間労働の比率が高い業種では、労働時間の短縮に向けた取組が喫緊の課題となってまいります。

特に、トラック運送業は、総労働時間が長く、手待ち時間などの課題を抱え、トラック運送事業者のみの努力では、改善が困難であることから、長時間労働の抑制に向けた環境を早急に整える必要があります。

中央及び地方では、平成27年度に学識経験者、荷主企業、トラック運送事業者、行政機関等を構成メンバーとする「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を立ち上げ、取り組みを進めております。今年度につきましては、「加工食品」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン等の周知を図るとともに、各地方（各都道府県）における課題の整理、課題に対する改善策の活用等について検討を行っております。

つきましては、標記取組の趣旨をご理解いただき、トラック運送業の長時間労働の抑制に向けた環境整備に、ご協力・ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【愛媛県地方協議会事務局】
愛媛労働局
四国運輸局愛媛運輸支局
一般社団法人愛媛県トラック協会

改善基準告示見直しの主な論点

- 働き方改革関連法の国会附帯決議を踏まえ、過労死等の防止の観点から総拘束時間等の改善について改善基準告示の見直しが必要。
- ハイヤー・タクシー、トラック、バスといった業態、長距離運行と近距離運行といった運行内容、都市と地方といった地域差等の実態をよく把握した上での見直しが必要。

拘束時間

(※労働時間(法定+時間外+休日)+休憩時間)

- ・働き方改革関連法の施行を踏まえどうあるべきか
(令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間)
- ・過労死等の防止の観点から、どう見直すべきか

休息期間

(※1日-拘束時間)

- ・拘束時間の議論を踏まえどうあるべきか
- ・インターバル規制との関係について

連続運転時間

(※4時間の後30分の休憩)

- ・安全性を確保しつつ、生産性向上に資するための見直しについて

その他

- ・年960時間の猶予期間終了後のさらなる改善について
(将来的に一般則適用)
- ・危険物輸送など緊急時の拘束時間の適用除外について

上限規制の適用が猶予となる事業・業務

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間終了後の 特例の有無 (2024年4月1日 以降)	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	原則特例なし(※) (災害の復旧・復興の事業は特例あり)	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務		特例あり(※)	<ul style="list-style-type: none"> ●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医師		特例あり	<ul style="list-style-type: none"> ●「医師の働き方改革の推進に関する検討会」で検討中 ●具体的な上限時間は、今後、省令で定めることとされています。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	特例なし	上限規制がすべて適用されます。

※建設事業及び自動車運転の業務については、働き方改革関連法施行後の労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ、上限規制の特例の廃止について引き続き検討するものとされている（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 附則第12条第2項）。

ご案内

荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の 改善に向けたガイドライン

加工食品 物流編

課題に対する解決の方向性

[受発注条件の見直し]

- リードタイムの延長
- 波動の平準化
- 需給調整在庫の確保

[荷待ち時間の削減]

- 先着順から予約制への変更
- 時間指定の柔軟化

[荷役時間の削減]

- バラ積み貨物のパレット化
- パレットサイズ等の輸送容器の統一
- 外装段ボールサイズの見直し

[検品時間の削減]

- 3分の1ルールの見直し徹底
- 年月日表記から年月表記への変更
- 事前出荷情報の提供とQRコード等への情報の組み込み
- 統一伝票や段ボールなどへの表記の標準化

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000218.html

※ 本編は上記URLよりご覧ください。

ご案内

荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の 改善に向けたガイドライン

紙・パルプ(用紙・板紙分野) 物流編

課題に対する解決の方向性

車両集中の分散化

手荷役の解消

円滑な出荷・荷受け態勢の整備

輸送効率改善に向けた荷姿の変更

附帯作業の見直し

リードタイムの見直し、厳格な運用

運行方法の効率化

発注量の平準化

納品場所、納品回数等の集約

事業者連携による保管・輸送の共同化



https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html

※ 本編は上記URLよりご覧ください。

ご案内

荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の 改善に向けたガイドライン

紙・パルプ(家庭紙分野) 物流編

課題に対する解決の方向性

車両集中の分散化

手荷役の解消

附帯作業の見直し

物量の平準化

店舗配送方法の改善

荷積み・荷卸し場所等の集約



https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html

※ 本編は上記URLよりご覧ください。

ご案内

荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の 改善に向けたガイドライン

建設資材 物流編

課題に対する解決の方向性

土木・建築工事現場等への物流

工事現場との連携による車両荷待ち時間削減

附帯作業、運行等の生産性向上

納品条件の適正化

工場から倉庫、卸、工務店等(工事現場以外)への物流

車両集中の分散化による荷待ち時間削減

附帯作業、運行等の生産性向上

納品条件の適正化

運行方法見直しによる効率化

出荷量の平準化



https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html

※ 本編は上記URLよりご覧ください。

成功事例に学ぶ中継輸送成功の秘訣

中継輸送の 取組事例集

パターンA：トレーラー・トラクター方式



パターンB：貨物積替え方式



パターンC：ドライバー交替方式



中継輸送にこれから取り組まれようとする事業者の方だけでなく、すでに取り組まれている事業者の方にも参考となる事例が掲載されています。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000103.html

※ 本編は上記URLよりご覧ください。

標準的な運賃の告示内容(抄)

[令和2年国土交通省告示第575号(令和2年4月24日)]

四国運輸局

I 距離制運賃表

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130

II 時間制運賃表

(単位:円)

種別		車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	30,700	36,800	47,960	60,590
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	18,420	22,080	28,780	36,350

(単位:円)

種別		車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
加算額	基礎走行キロを超える場合は、 10kmを増すごとに	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1 時間を増すごとに(4時間制の場 合であって、午前から午後にわた る場合は、正午から起算した時間 により加算額を計算する。)	2,810	2,940	3,150	3,730

III 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離	2割

IV 待機時間料

時間	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

「ホワイト物流」推進運動

荷主企業と物流事業者が相互に協力して
物流を改善していきましょう！

愛媛県内 ホワイト物流賛同企業

[池田興業株式会社四国支店](#)

[株式会社伊予銀行](#)

[株式会社クリンペットジャパン](#)

[ダイオーロジスティクス株式会社](#)

[トーヨー・ロジテック株式会社](#)

[ユニ・チャーム株式会社](#)

[一宮運輸株式会社](#)

[伊予商運株式会社](#)

[四国福山通運株式会社](#)

[外山商運株式会社](#)

[株式会社ファインデックス](#)

[株式会社イナミコーポレーション](#)

[大西物流株式会社](#)

[タイカワ運輸株式会社](#)

[トヨタモビリティパーツ株式会社 四国統括支社](#)

[ヤマキ株式会社](#)

[ユニ・チャームプロダクツ株式会社](#)

現在の賛同企業数

令和2年12月末時点



1136社

全国

<https://white-logistics-movement.jp/>



国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するため、
「ホワイト物流」推進運動への参加をお願い申し上げます。



「ホワイト物流」
推進運動

～トラック運送業の取引の適正化について～

令和6年度からの時間外労働の罰則付き上限規制(年960時間)の適用開始に向け、取引環境の適正化の取り組みを進める必要があります。

その際には、国土交通省が進めています、トラック運送業の取引の適正化に係る各種施策をご活用ください。

 <p>「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」 【H29.8改訂】</p> <p>⇒契約の書面化を推進し、適正な運賃・料金収受を促進</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001195720.pdf</p>	 <p>「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」 【H29.8改訂】</p> <p>⇒荷主、トラック運送事業者の適正取引を推進</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf</p>
 <p>トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン 【H24.5改訂】</p> <p>⇒トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入を促進</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf</p>	 <p>荷主勧告制度の運用の改善 【H29.7施行】</p> <p>⇒迅速に荷主を特定し改善の協力を要請する仕組みを創設</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf</p>
 <p>「標準貨物自動車運送約款」の改正 【H29.11施行】</p> <p>⇒運賃と料金の区別の明確化、「待機時間料」の規定、附帯業務内容の明確化</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001236734.pdf</p>	 <p>運送委託者の方へのお知らせ</p> <p>⇒下請法や独占禁止法に違反するおそれがある取引について周知</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001170941.pdf</p>
 <p>「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」 【H30.12策定】</p> <p>⇒運送に必要なコストを示し、運送事業者・荷主の共通理解を醸成</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf</p>	 <p>「貨物自動車輸送安全規則」の改正 【H29.7, R1.6施行】</p> <p>⇒荷待ち時間や附帯業務を「乗務記録」の記載対象に</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001292625.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001292626.pdf</p>
 <p>「ホワイト物流」推進運動の展開 【H30.12～】</p> <p>⇒荷主、一般国民向けに輸送の効率化等を呼びかけ</p> <p>https://white-logistics-movement.jp/</p>	 <p>「飲料配送研究会報告書」のとりまとめ、適用細則の策定 【R1.7策定】</p> <p>⇒飲料配送中に貨物が毀損した場合の取扱いの明確化</p> <p>http://www.mlit.go.jp/common/001300891.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001300895.pdf</p>

荷待ち時間が特に長い輸送分野の懇談会における検討事項

- | | |
|-----------------|---|
| 加工食品 | http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000036.html |
| 建設資材 | http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000042.html |
| 紙・パルプ (洋紙・板紙部門) | http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000038.html |
| 紙・パルプ (家庭紙部門) | http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000039.html |